

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月9日（金）午後1時00分から午後1時35分

2. 開催場所 合志市役所 防災センター棟 避難所①

3. 出席委員（13人）

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

（1）議事録署名者

（2）農家調査及び現地調査員

（3）議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 下限面積（別段の面積）の設定について

第5号議案 令和3年度農作業標準賃金の制定について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和3年4月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さんこんにちは。

本当に今日はうれしく思っています。推進委員の皆さん方がそろっていただいたというこの席が本当に待ち遠しかったです。推進委員の皆様方からも、本当にこのままでいいのかとか、もっと勉強したいんだというお言葉も頂戴しておりまして、なかなか実際にみんな集まって勉強するということができなかったものですから、今回やっと実現することになりました。ただ、まだそれほど安心できる状態ではございませんので、どうぞ皆様お気をつけて、手の消毒であるとか、お互いの会話もできるだけ控えながら、研修に臨んでいきたいと思っております。本日、総会とあわせまして、その後研修会に移らせていただきますので、最後までよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立につきましてご報告いたします

本日は農業委員さん13名全員がおそろいでございます。よって、過半の委員がおそろいでございますので、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することを報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質疑やご質問がある場合には、挙手により発言をするようお願いいたします。

それでは、3番の議事に入ります。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長（福島求仁子君） 議事録署名者につきましては、11番の荒木委員、12番の平

山委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、3番の工藤委員、4番の中嶋委員、7番の吉岡委員、13番の村上委員、以上4名の委員さん方へ適宜ご意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書別紙1ページ、県道住吉熊本線東側、新環境工場付近の図面中央斜線部分が申請地です。

2ページと3・4ページが耕作地と農業機械の写真です。

次に5ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、今後は、サツマイモを作付けする予定であり、周

辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上 1号から 7号まで該当する項目はないと思われます。

また、この農地は、先月の 3月総会においてあっせんの申出が出ておりましたが、今回の 3条申請のため幾久富新山口の農地は取り下げを行われました。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の 4番、中嶋委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○4番（中嶋サツ子君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

3月31日に私と橋本推進委員さんと事務局の秋吉さんとで現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、規模拡大のための売却です。今後はサツマイモを作付けされるということです。また、この農地は3月の総会において譲り人があっせんの申し出をされていた農地です。特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員並びに推進委員さんで何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第 1号議案、農地法第 3条第 1項の規定による所有権移転、番号 1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 説明いたします。続きまして、議案書のやはり1ページをご覧ください。

番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続きまして、申請地の場所ですが、議案書の別紙7ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道辛川鹿本線北側の農地です。

次に8ページをお開きください。上の写真が耕作地の現況写真です。下9ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に10ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、小麦を作付けされる予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（村上裕宣君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

3月31日に私と林推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は売買です。申請地はもともと2筆の農地で、畦がないために現況は1筆です。今後は小麦を作付けされるということです。特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお開きください。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用です。

議案書別紙の11ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が申請地で西合志中央小学校の西側、県道大津植木線沿いに位置する農地です。

次の12ページが申請地の現況です。

次の13ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、住宅8棟を整備し販売する計画です。

14ページをお願いします。括弧1の立地基準についてですが、申請地は、農業公共投資はされておらず、次の15ページにお示ししておりますとおり、申請地の前道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設である西合志中央小学校及び医療施設である長野歯科医院が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年5月10日より事業に着手し、令和4年4月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請書を4月8日付で提出済であることを確認しております。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置・規模に不合理な点は見当たらず問題はありませ。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に3月10日付で提出済であり、4月6日付けで既に協議が済んでいることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、工藤委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（工藤信夫君） それでは現地調査につきまして報告いたします。

令和3年3月31日の午後、私と城推進委員と農業委員会事務局職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発地域の第3種農地であり、何ら問題はないかと思っております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります。○番、○○委員は議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお開きください。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農業用資材置場で、飼料置場として使用します。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、県道住吉熊本線の東側、県道熊本大津線の南側に位置する農地です。

次の18ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は既に飼料置場として利用されている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、平成16年10月頃から飼料置場として利用しており、その当時は農地法についての知識が乏しく、酪農目的での農地の利用であったため農地転用の手続きが必要だとは気付かず、農地転用許可申請の手続きを失念してしまったということで、今回売買するにあたり正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の19ページが配置図です。申請者は酪農業を営む個人で、当該農地を売買により取得し、現況のとおり農業用資材置場として利用する計画です。

20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の21ページでお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、「農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途」に該当し許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの確実性については、許可を得ずして既に飼料置場として利用されている状況です。

6の計画面積の妥当性については、飼料の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題はないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは現地調査につきまして報告します。

令和3年3月31日の午後、私と宮寄推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が飼料置き場として農地を転用するものでございます。また、違反転用に対する追認案件であるため、現況のまま使用することとございます。申請地は農振農用地ですが、農業用施設用地に指定されており、その用途に沿った飼料置き場に転用するので、転用もやむを得ないかと思っております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

番号2の議案審議が終わりましたので退席中の〇〇委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

続きまして、第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業

委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、議事に参与することができなくなっておりますので、つきましては、その当事者であります2番の吉川委員、5番の衛藤委員、11番の荒木委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り直しにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

令和3年第4回農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。利用権設定10年の田が1,767㎡、畑は23,337㎡でしたので合計25,104㎡でございます。5年の田が10,255㎡、畑は7,076㎡でしたので合計17,331㎡でございます。2年の畑が4,163㎡でしたので合計4,163㎡でございます。

今回の田の小計は12,022㎡、畑の小計は34,576㎡でしたので合計46,598㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明いたします。田の小計は107,673㎡、畑の小計は224,284㎡で合計331,957㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は7,740㎡、畑の小計は13,323㎡で合計21,063㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は11,176㎡、畑の小計は18,090㎡で合計29,266㎡でございます。

以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の5から8ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、8ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、3件、12,184㎡でございます。

内契約予定件数が、3件、12,184㎡でございます。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか

か。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第3号議案の審議が終わりましたので、退席中の委員さん方は着席されるようお願いいたします。

続きまして、第4号議案、下限面積（別段の面積）の設定につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書の10ページをお開き願います。

第4号議案下限面積の設定についてご説明いたします。

まず、ここで言う下限面積とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されますことから、許可後に経営する農地面積が原則として一定規模以上にならないと許可はできない旨、農地法第3条第2項第5号により規定されていることございまして、その面積は、北海道では2ha、その他の46都府県においては50aとなっております。

その下限面積につきまして、議案書に記載しておりますとおり、平成21年の農地法改正により、必要により、市町村農業委員会の判断で下限面積の引き下げを行うことができること、及びその必要性について毎年審議することが定められたところです。

下限面積引き下げの判断基準としまして、農地法施行規則第17条第1項では、「下限面積未滿の経営農家数が、当該地域の農家総数の100分の40を下回らないよ

う算定されるものであること」と規定されておりました、簡潔に言いますと、農家総数の40%以上が下限面積以下の経営規模である場合には下限面積を引き下げる必要性がでてくるということになります。

同じく第2項では遊休農地が相当数存在すること及び、下限面積引き下げを行うことにより、50a未満の経営農家が増加しても周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことと規定されております。

そこで、その基準を基に、合志市の現状を見てみますと、2015年農業センサスのデータによりますと、市内の総農家数537戸のうち50a未満の経営農家数は58戸ということで、その割合は10.8%であり、下限面積の引き下げの必要性は認められないものと判断いたします。

遊休農地の割合につきましても合志市内の全ての農地のうちの0.5%であり、遊休農地が相当数存在するとは言い難く、下限面積の引き下げは必要ないものと判断いたします。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただ今、事務局等からの説明が終わりました。農業委員さん並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特段ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、下限面積（別段の面積）の設定について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、下限面積（別段の面積）の設定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案、令和3年度農作業標準賃金の制定につきまして上程い

たします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、農作業標準賃金につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。

この農作業標準賃金につきましては、農作業の委託等をされる場合に、目安となる金額等が何もないということになれば、契約される際に困られるのではないかとということで、一つの目安として参考にさせていただくよう、農業委員会として毎年定めているものでございます。目安なので拘束力があるものではございません。双方の話し合いにより金額は自由に決めていいものではございます。

なお、この金額につきましては、市内で農作業の受託をしておられる法人さんに聞き取り調査を行いまして、その金額をもとにこちらに記載をさせていただいてるところでございます。なお、金額につきましては、いずれの項目も前年度と同額となっております。

総会での決定後には、市のホームページへ掲載することによりまして、市内の農業者の方々へ周知をするということで考えております。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第5号議案、令和3年度農作業標準賃金の制定について、承認することに異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、令和3年度農作業標準賃金の制定については、原案のとおり

り可決されました。

-----○-----

(5) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして、慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年4月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後1時35分